

大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号以下、「法」という。）の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 指定の全部効力の停止対象事業者

- (1) 法人名 一般社団法人 ステップアップ
- (2) 代表者 代表理事 大塚 英生
- (3) 所在地 大阪府門真市柳町 1 番 1 8 号 菊岡マンション 1 0 3 号

2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 ジョブハウスくすの木
- (2) 所在地 大阪府門真市柳町 1 番 1 8 号 菊岡マンション 1 0 3 号
- (3) サービス種別 就労継続支援 B 型

3 指定の全部効力の停止処分年月日

令和元年 5 月 3 1 日

4 処分の内容

指定の全部効力の停止

令和元年 6 月 1 日から 3 か月間

5 処分の理由

不正の手段による指定

代表理事は、明らかに常勤職員として勤務することができない者を、サービス管理責任者として指定申請し、指定を受け、事業を開始した。